

岩倉市三世代同居住宅支援補助金及び岩倉市三世代近居住宅支援補助金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 岩倉市三世代同居住宅支援補助金（以下「同居補助金」という。）及び岩倉市三世代近居住宅支援補助金（以下「近居補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。
- (2) 子世帯 子が同一世帯内で養育する義務教育修了前の子どもと同居している世帯又は妊娠中の子がその出生後の子どもと同一世帯内で同居する予定である世帯をいう。
- (3) 親 子の父母又は祖父母であつて、住宅取得後に子世帯と三世代同居若しくは三世代近居する者をいう。
- (4) 親世帯 親を構成員とする世帯をいう。
- (5) 現住 現に市内に住所を有し、かつ、本市の住民票が作成されていることをいう。
- (6) 三世代同居 親世帯と子世帯が同一敷地内（共同住宅及び長屋の住戸については同一棟）に現住することをいう。
- (7) 三世代近居 市外に居住する子世帯が市内に転入し、親世帯と子世帯が現住（三世代同居を除く。）することをいう。
- (8) 同一敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地及びそれに隣接する土地をいう。
- (9) 住宅等 一戸建ての住宅、共同住宅及び長屋の住戸をいう。
- (10) 新築等 住宅等を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- (11) リフォーム 三世代同居のための住宅等の修繕、模様替え等又は機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。
- (12) 取得 住宅等を子又は親が購入し、所有することをいう。

(交付の目的)

第3条 同居補助金又は近居補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において、三世代同居又は三世代近居をするために住宅を新築等する場合にその費用の一部を補助することにより、子の子育てに対する不安又は負担を軽減するとともに、若年層の定住を促進させ、将来にわたって活気あるまちづくりにつなげることを目的とする。

（補助対象者等）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす子又は親のいずれかとする。

- (1) 補助金の申請の日（次号において「申請日」という。）において、親世帯及び子世帯の構成員の全員が、徴収金（岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）第2条第2号で定める、市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいい、転入者にあつては、転入前の市区町村における徴収金）を完納していること。
- (2) 申請日において、親世帯及び子世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていないこと。
- (3) 親世帯及び子世帯の構成員の全員が、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 親世帯及び子世帯の構成員の全員が、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者の構成員と三世代同居又は三世代近居をしたことがないこと。
- (5) 親世帯及び子世帯の構成員の全員が、岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (6) 同居補助金にあつては、子のいずれもが、次項に規定する補助対象建物に三世代同居を開始した日前1年間親世帯と同一敷地内に居住していないこと。
- (7) 近居補助金にあつては、三世代近居を開始した日前1年以上継続して市外に居住する子世帯（妊娠に伴い子世帯となった者を含む。）が、次項に規定する補助対象建物の新築等又は取得に伴い市内に転入していること。

2 補助金の交付の対象となる住宅等（以下「補助対象建物」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 三世同居又は三世近居のために所有するもので、子又は親のいずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅等であること。
- (2) 同居補助金にあつては、新築等し、リフォームし、又は取得した住宅等であること。
- (3) 近居補助金にあつては、新築等し、又は取得した住宅等であること。
- (4) 平成29年4月1日以後の契約に基づくものであること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であること。
- (6) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない住宅等であること。
- (7) 賃貸を目的とするものでないこと。
- (8) 市長が補助金の交付の対象として適当でないと認める住宅等でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第2項第2号又は第3号に係る住宅等の建築工事費又は取得費並びにこれらに付随する敷地造成工事費及び門、塀、車庫その他の外構工事費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る経費
 - (2) 本市の他の補助金の補助対象事業となっている部分の経費
 - (3) その他市長が補助金の交付の対象として適当でないと認めるもの
- （補助金の額）

第6条 同居補助金の額は、同居補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その限度額は、60万円とする。

2 近居補助金の額は、近居補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その限度額は、30万円とする。

（交付の申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三世同居又は三世近居を開始した日から起算して1年以内に、岩

倉市三世代同居・近居住宅支援補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、第2号の親子健康手帳等の写し、第6号の工事請負契約書又は売買契約書の写し及び第7号の工事請負契約書の写しについては、提出時においてその原本を提示しなければならない。

- (1) 子と親の関係を証明できる戸籍全部事項証明書
- (2) 子が同一世帯で養育する義務教育修了前の子どもが胎児のみである場合は、親子健康手帳等の写し又は出産予定が確認できる書類
- (3) 補助対象建物において、三世代同居又は三世代近居を開始したこと及び三世代同居又は三世代近居を開始した日前1年間の住所地が確認できる子世帯及び親世帯の住民票の写し、戸籍の附票その他の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）に定める書類
- (4) 子世帯及び親世帯の徴収金の完納を証する書類
- (5) 補助対象建物の全部事項証明書
- (6) 住宅等の新築等又は取得の場合は、工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (7) 住宅等のリフォームの場合は、工事請負契約書の写し、請求書及び領収書の写し並びにリフォームを行った部分の状態が確認できる写真。ただし、工事請負契約書のないリフォームの場合は、領収書の写し及びリフォームを行った部分の状態が確認できる写真を提出するものとする。
- (8) 補助対象経費の内訳が分かる書類
- (9) 補助対象建物の図面等
- (10) その他市長が必要と認める書類等
（交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、岩倉市三世代同居・近居住宅支援補助金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、速や

かに補助金を交付しない旨の決定をし、岩倉市三世代同居・近居住宅支援補助金不交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件等）

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金に係る予算の執行の適正を期するため、市長が補助金の交付に必要な事項について確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) 関係法令及びこの要綱を遵守すること。
- (3) 三世代同居又は三世代近居の開始後5年以上三世代同居又は三世代近居をすること。ただし、療養、転勤、通学等のため、転居又は転出が必要となった場合その他市長が三世代同居又は三世代近居をしないことにつき、やむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。
- (4) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められた条件

2 前項第3号ただし書に規定する事由が生じた場合は、速やかに岩倉市三世代同居・近居住宅支援補助金交付状況変更承認願（様式第4）を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 第8条第1項の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の申請の取り下げをする者は、岩倉市三世代同居・近居住宅支援補助金交付申請取下書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 交付決定者は、第8条第1項の通知を受けた日から起算して15日以内に、岩倉市三世代同居・近居住宅支援補助金交付請求書（様式第6。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交

付するものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前条第1項の請求書を期限までに提出しないとき。
- (3) 法令若しくはこの要綱の規定又は第9条第1項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めたとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、岩倉市三世代同居・近居住宅支援補助金交付決定取消通知書（様式第7）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付決定者にその返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けた日から5年を経過するまでは、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を得なければならない。

(実態確認)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、三世代同居又は三世代近居の開始の日の属する年度以後5年間、毎年親世帯及び子世帯の居住実態を確認するものとし、補助金の交付を受けた者は、これに応じるものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。